

落ち葉や枯れ草、伐採した樹木や竹などの処分を行う方へ

●消防署に届出をすれば、野外での焼却処分 ができるというものではありません！

「以前からやっていることだから、特に問題ないと思っていた」

「今まで近所から一度も苦情を言われたことはない」

市役所に苦情が寄せられ、現場に伺った際に、そうしたお話をする方が少なくありません。

しかし、喫煙場所がどんどん限られているのと同様に、焼却に対する人々の考え方や社会のルールも昔とは大きく変わっています。

●廃棄物処理法及び埼玉県生活環境保全条例 により、野外での焼却は禁止されています。

枯れ草や剪定枝、伐採した木竹などは、定められた日にクリーンステーションに出してください。

量が多い場合（45リットルの袋で3袋以上）には、小出しにするか、クリーンセンターに自分で持ち込むか、植木屋さんなど専門業者に処分をお願いしてください。

ただし、下記の①から③に該当する場合には、例外的に野外での焼却が認められることがあります。該当する場合でも、予め消防署への届出（火災予防条例に基づく「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生するおそれのある行為の届出書」）が必要な場合もありますので、消防署に確認した上で、手続きと近隣への事前周知を十分に行い、トラブルが生じないようにしてください。

〔例外的に野外での焼却が認められる場合〕

① “どんど焼き”などの古くから行われている地域の伝統行事、お寺や神社に返納された卒塔婆、お札などを焼却する“お焚き上げ”など。

② 田や畑で、害虫退治も兼ねて農家が行う稲わら等の“野焼き”

⇒農業の一環として行うものでも、植物以外のもの、例えば農業用のマルチフィルムなどをいっしょに焼却することは出来ません。

③ 落ち葉焚きなど日常生活での軽微な焼却

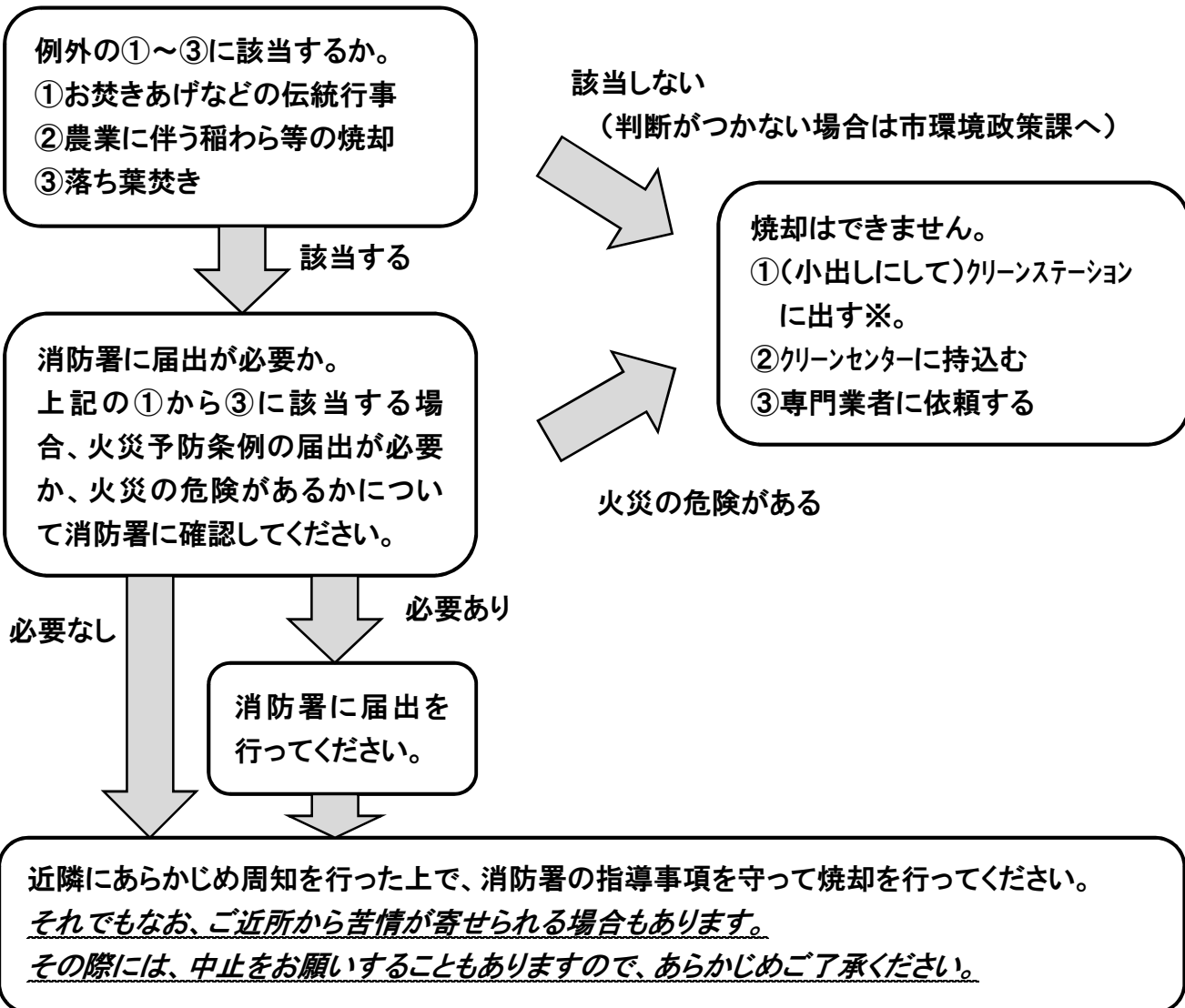
⇒落ち葉といっしょに、紙ごみなどを燃やすことはできません。落ち葉のみを燃やす場合であっても、天気や時間帯、あるいは家庭の事情や生活スタイルの違いから苦情につながるケースも少なくありません。

※①から③に該当するか分からない場合は、予め市の環境政策課に確認してください。

東松山市環境政策課

TEL0493-63-5006

やむを得ず野外での焼却を行う場合は・・・



※クリーンステーションに出す場合

●落ち葉等は 45 リットルの袋で 2 袋まで



●樹木等は 60 センチくらいに切って束ねる。束の直径は 30 センチ以内で 2 束まで

